



マイナンバー制度について

平成28年1月より社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が開始しています。

マイナンバー制度では、一人ひとりに異なる個人番号が割り当てられ、社会保障・税・災害対策の行政手続きで、利用されます。また、法人には法人番号が割り当てられています。



マイナンバーの提示をお願いする 主な手続き



個人のお客様

取引内容

- 普通預金・定期預金
当座預金
- 投資信託・公共債など
証券取引全般
- 財形貯蓄
- 外国送金
- 信託取引
- マル優・マル特
- 出資配当金
- 教育・結婚・子育て
資金一括贈与



法人のお客様

取引内容

- 投資信託・公共債など
証券取引全般
- 店頭
デリバティブ取引
- 外国送金
(支払い・受け取りなど)
- 信託取引
(金銭信託など)
- 定期預金・通知預金

マイナンバー制度について詳しくはこちら

ホームページ

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

マイナンバー

検索



マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

0120-95-0178 (無料)

ご不明な点は、お取引店までお気軽にお問い合わせください。

口座をひらく方も、口座をお持ちの方も

マイナンバーの届出に ご協力ください



個人のお客様へ

「個人番号(マイナンバー)」は、国民一人ひとりのもつ12桁の番号です。

マイナンバー制度の開始にあたって、金融機関と一定の取引等を行う場合は、税務上、金融機関へ個人番号の提示が必要になることがあります。また、個人番号を提示していただく際には、本人確認書類の提示などの手続きが必要になります。なお、個人番号は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。



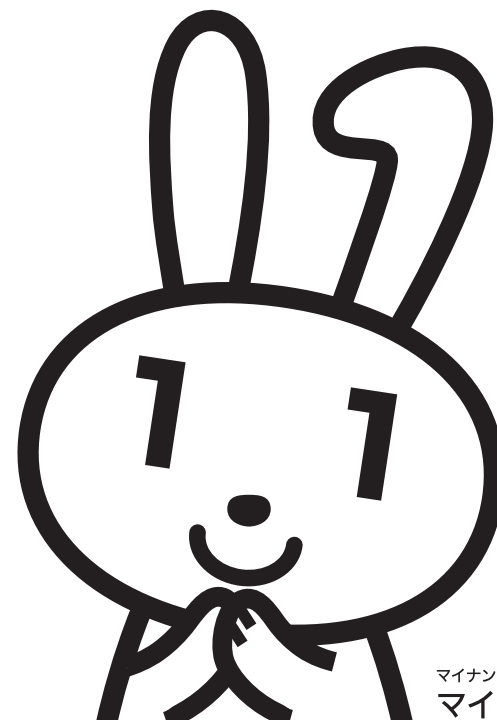
法人のお客様へ

「法人番号」は1法人が1つもつ13桁の番号です。マイナンバー制度の開始にあたって、金融機関と一定の取引等を行う場合は、税務上、金融機関へ法人番号の提示が必要になることがあります。



**マイナンバーを悪用した詐欺行為に
ご注意ください!**

不審な電話などがありましたら、金融機関または警察にご連絡ください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

この街のホームドクター
大阪信用金庫



必要書類について



個人のお客様

マイナンバーを届出いただく際に必要となる書類

マイナンバーカード

通知カード

住民票の写し
(マイナンバーあり)

または

運転免許証などの本人確認書類※1

もしくは

※1 顔写真付きのもの(運転免許証、パスポートや在留カードなど)であれば1点、顔写真なしのもの(健康保険証、住民票や年金手帳など)であれば2点



法人のお客様

法人番号を届出いただく際に必要となる書類

国税庁
法人番号公表サイトの
法人情報画面を
印刷したもの

法人番号
指定通知書

または

登記事項証明書
などの
法人確認書類※2

※2 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。不要な場合もあるので、詳しくはお取引店までお問い合わせください。

マイナンバーがわからない場合、どうしたらいいの？

マイナンバーは、2015年10月より市区町村から簡易書留で郵送されている通知カードに記載されています。

お手元に通知カードがない場合は、各自治体にご相談ください。なお、住民票でもマイナンバーを確認できます。



平成30年1月1日から金融取引はどう変わるの？

番号法(マイナンバー法)の改正により、平成30年1月1日から預金口座にマイナンバーが付番されることとなります。新規口座を開設する際や、既に口座をお持ちのお客さまにもマイナンバー届出のご協力をお願いすることとなります。



なんで金融機関にマイナンバーを届ける必要があるの？



法令により、金融機関には、**預金口座をマイナンバーと紐付けて管理する義務**が課せられています。このため、金融機関からお客さまに対し、マイナンバーの届出のご協力をお願いしています。



金融機関はどんなことにマイナンバーを使うの？



金融機関が万が一破たんしたときに**預金の円滑な払い戻しを行うために**利用したり、これまでも行われてきた**行政機関などの税務調査や生活保護などの資産調査への回答を行うため**などに利用します。



マイナンバーを届けると行政機関などに資産を知られてしまうの？



マイナンバーの届出をきっかけに、金融機関が行政機関などに**預金残高などをお知らせすることはありません。**



預金口座を開設する時にマイナンバーを届けないといけないの？



後日のお届けでも構いません。ただし、マル優・マル特のお取引やNISA口座、特定口座の開設、投資信託のお取引などは、マイナンバーがないとお取引できない場合があります。詳しくは、お近くの店舗にお問い合わせください。



すでに金融機関にマイナンバーを届けているけど、改めて届ける必要があるの？



投資信託などのお取引でマイナンバーを届けていただいたお客さまであれば、**改めてマイナンバーをお届けいただく必要はありません**※。ただし、以下のお取引については、改めてマイナンバーの届出をお願いすることがあります。

- ・投資信託などの住所変更
 - ・法人定期預金
- など

※金融機関が法令にもとづいて、マイナンバーを預金にも利用できるよう利用目的を変更するため、基本的に再度の届出は不要です。

